

申込みから開催までのスケジュール 出展検討

自社の出展対象品目をご確認の上、出展のご検討をお願い致します。
規程に関するご不明な点は事務局までお問合わせ下さい。

出展申込

別紙の出展申込書に必要事項を記入、捺印の上、事務局宛、
お申込み下さい。お申込みの規模等により小間割当にて決定します。

申込締切

平成23年12月22日(木) 締切。

開催日2012年3月3日(土)・4日(日)
NAGOYA オートトレンド2012 開催

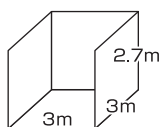
出展規程

1 出展料金(税別) & 小間形状

- (1)物販小間 グッズ、アクセサリ等物販中心小間
:1小間 9㎡(3m×3m)土間渡し
出展料金 ¥157,500/1小間(税込み)

システムパネルの場合
:1小間 9㎡ 出展料金 ¥210,000/1小間(税込み)

寸法=間口3m×奥行3m×高さ2.7m
付属施設=システムパネル



ポートメッセなごやを第1・2・3展示館使用で開催が決定した場合は、「物販小間」の出展ブースは、第1展示館内でのブース位置となります。また、第1展示館は館内の冷暖房の空調設備がありませんのでご了承くださいませ。

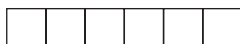
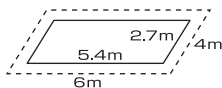
- (2)ショッブデモカー展示小間
:1小間 24㎡(4m×6m)土間渡し 1台分
出展料金 ¥126,000/1小間(税込み)

寸法=間口4m×奥行6m(1台分)
付属施設=パンチカーペット(5.4m×2.7m)

赤・黒・白の3色からお選び下さい。

※パンチカーペットのメーカーは主催者指定となります。

備考=小間は単列方式 又、パンチカーペットが付きますが、原則独自の装飾はできません。事務局にご相談下さい。



通路



例:3小間の場合、横ならびになります。

- (3)自動車・用品・部品・関連装置小間
(ブースを装飾する場合は、こちらをお選び下さい。)

1小間9㎡(3m×3m)	
:1小間以上~30小間未満	1小間 ¥70,875(税込み)
:30小間以上~55小間未満	1小間 ¥66,150(税込み)
:55小間以上~	1小間 ¥61,425(税込み)

寸法=間口3m×奥行3m

付属施設=スペースのみ ※独立小間になります。

備考=装飾、車展示等は出展規程をご確認下さい。

2 出展申し込み

- 出展申し込み方法
別添の「出展申込書」に必要事項をご記入の上、展示会事務局FAXする。
- 出展申込受付期限
2011年12月22日(木)まで。但し上記期限までに募集小間を越えた場合には締め切らせていただきます。ご了承下さい。

3 小間割り当て

- 小間割当は主催者が決定する。
- 出展者は割当小間に対する異議・変更の申し出を行うことはできない。
- 出展者は割当小間全部または一部を有償・無償を問わず第三者に譲渡、貸与、もしくは出展者相互間で交換することはできない。

4 出展料予約金の支払い

出展申込書を受領し、記載内容について承認の後、運営事務局より出展料請求書を発行する。出展申込者は事務局指定の口座に期日までに出展料金を振り込むものとする。

指定期日までにお振り込みのない場合は、出展申込を取り消したものとみなす。

この場合解約料が発生します。なお、振込手数料は出展申込者が負担するものとする。また、銀行振込の場合は銀行発行の振込領収書も持って、領収書に替える。(手形はお受けできません。)

5 出展料に含まれない費用

- 各出展者の小間内装飾費、搬入出費及び運営費
- 電気、給排水、ガス、圧縮空気等の設備工事費(詳細後述)
- 臨時電話等通信回線の架設費用
- 出展機器および対人障害などの保険料
- 会場設備・備品および他社展示物の破損、紛失弁償費

6 出展申し込みの取り消し

- 出展者からの出展申込の取り消し、解約は、主催者においてこれを了承しない限り認められない。
- 主催者が了承の上出展者が出展取り消し、解約をする場合は、出展者から下記に定める解約金を申し受ける。
- 文書による意志表示の解約受理日
出展申込書申請後……解約金:出展料の50%
出展費用入金後……解約金:出展料の全額

7 出展契約

- 契約は出展申込書受領後、出展料の入金確認の時点で成立し、出展申込者は小間使用権を取得する。
- 出展申込者は出展申込書に記名捺印のうえ、定める期間内に提出する。

8 出展契約締結後の出展取り消し

出展者が契約締結後に出展を取り消した場合、既納の出展料、およびその他各種料は返還しない。但し、主催者が天災、地変など、その他不可抗力により開催が不可能と認めた場合についてのみ、既納の出展料を返還する。

9 出展物

- 本展示会の出展案内の出展対象品目に記載された範囲のものとする。なお、出展申込書に記載された製品以外は出展できない。
- 本展示会に該当しない製品が出展された場合は、事務局判断にて即時撤去していただきます。出展者が撤去しない場合は事務局が撤去し、出展者はこれに対して一切の異議、請求等はしないこととし、これに伴う費用が発生した場合は出展者へ請求できるものとする。

10 禁止事項

- 自社小間スペース以外での展示、宣伝、営業行為等は一切行うことはできない。
- 小間スペース以外に、出展物、装飾物、備品、植木、梱包材等を置くことはできない。

11 出展物の管理と免責

主催者は、会場全般管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる出展物の損失または損害について、その責任を負わない。

12 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとする。

13 原状回復

出展者は展示会終了後、所定の搬出期間以内に、小間内の造作物、展示物、その他一切の物件を撤去し、小間を原状に回復して下さい。出展者が万一これを行わなかった場合、主催者は展示物その他一切の物件の所有権を放棄されたものとみなし、任意に処分することができ、これに対し出展者は一切の異議申立、請求等を行うことはできません。また、主催者はこれに要した費用を出展者へ請求します。

14 展示会の中止

主催者は、天災その他正当な不可抗力原因により開催が不可能となった場合は、その自身の判断によって会期を変更もしくは開催を中止することがあります。主催者はこれによって生じる損害、費用の増加等の事態については責任を負わない。

15 搬入・搬出

(1) 搬入及び施工期間

- ① 出品物の搬入及び展示会設備の施工期間は次の通りとする。
ポートメッセなごや(3号館)予定の場合。
2012年3月2日(金)午前4時～午後8時まで可能。

ポートメッセ名古屋(1・2号館)予定の場合。

2012年3月2日(金)午後3時～午後8時まで可能。

原則各曜日作業終了時間は午後8時とする。

但し、作業の都合上やむを得ず時間を延長する場合は、当日の午後6時までに会場内事務局まで申し出る。

② 会期中の搬入・搬出及び施工

会期中に出品物の搬入・搬出及び展示設備の手直し、模様替えを行う場合は、事前に事務局に申し出てその承認を受けて作業時間の指定を受けて下さい。搬出入口は事務局が指定する。

また、会期中の搬出に関しては3月4日(日)午後5時30分(予定)からとし、展示期間最終日の午後5時前には撤去作業はできないものとする。

(2) 搬出期間及び処置

搬出期間及び処置撤去搬出作業は原則として次の通りとする。

3月4日(日)午後5時30分(予定)～午後9時

また、施設物の残材は必ず出展者にてお持ち帰り下さい。

3月4日(日)午後9時までに撤去されない施設については、事務局で処分し、その撤去費用は出展者の負担とする。

(3) 搬入・搬出作業

- ① 作業に当たっては出展者の立ち会いを要する。
運送業者に委託する場合も同様とする。
- ② 重量物の搬入、搬出、据え付けにあたっては、床面に集中荷重がかからぬよう分散措置をとって下さい。
- ③ 床面荷重(静止荷重)は5トン/㎡以下とする。
- ④ 館内での作業中の喫煙は禁止。休息中の喫煙は所定の場所で行って下さい。
- ⑤ 塗料等の危険物の持ち込みは、必要最小限にして下さい。
また、塗装作業時間はその周辺を火気厳禁とするとともに、消火器を準備して下さい。
- ⑥ 通路、避難口、消防用設備の使用障害となる付近には、装飾用資材等を集積しないで下さい。

(4) 搬入、搬出の経路

搬入、搬出の経路は別途指示します。

会場内は大変混雑しますので待機車輛については、駐車場を利用し、搬入・搬出計画に合わせて車輛を移動して下さい。また、会場内の混雑を避けるために、搬入・搬出作業は原則として小間内で行うものとし、特に場内外周通路の作業、駐車は厳禁とします。

16 装飾規定

(1) 小間の基本構造

- 事務局が施設する物販小間のシステムパネル小間の大きさは間口3m×高さ2.7mとします。
- 同一出展者が2小間以上連続して使用する場合は小間中仕切及び角小間の側壁は設けません。
- 基礎小間には統一したデザイン・書体の小間番号・社名板を指定場所に掲示します。
- 出展者は事務局の承認なしに基礎小間の移動、または構造の変更をすることを禁止します。
- 基礎小間はリース品の為、会期終了時には原状回復し、残置すること、損傷または損失した場合の損料は出展者の負担とします。
- 四方が通路となる独立小間については後壁などの基礎パネルは一切つきません。必要場合は各出展者の負担により施工するものとします。

(2) 施設物の制限

- 自動車、用品、部品、関連装置小間内に設ける施設物は下記を除き自由とします。
- あらゆる出品物及び施設物は、基礎小間の外に設けたり、突出することを禁止します。但し、以下の条件を満たす場合を除きます。
基礎小間上端に照明器具及びスピーカーを直接取付ける場合。
- 基礎小間を損傷するような穴開け、切断等は禁止します。
- 平屋建物の天井張り等の制限。

天井又は屋根等による遮光、遮音、断熱等の措置を講じなければ、展示物品の持つ機能が生かされず、また、低下するなど展示目的が果たされない場合は、消防署の規程に定められます。

- ① 床面積が100㎡以上となる場合は二方向以上の避難通路を確保すること。
- ② 消火器は、それぞれ一つの消火器に至る歩行距離が20m以下で、かつ容易に使用できる場所に設置する。

17 展示装飾の制作と施工に関する注意事項

- (1) 展示装飾の制作に当たっては、保守並びに災害防止のため、不燃性、準不燃性、難燃性の物を使用して下さい。なお、ベニア・パンチカーペット等は、防災対象物品となりますので、「提出・申込み書類一覧」の「防災対象品届」を提出して下さい。

- (2) 施工に当たっては、作業時間が限られていますので、出来るだけ施工業者の工場で予め制作組立をして、会場内の作業を最小限にとどめて下さい。
- (3) 出展者が独自で装飾工事として間仕切り壁等を設ける場合は高さは、原則として、6m以下までとして、又、**2階建ての装飾物を希望する場合は、必ず事前に事務局にご相談下さい。**
 なお、装飾物に違反があった場合、事務局の裁定によりその装飾物を撤去することがありますのでご注意ください。

18 展示館建物にかかわる工作

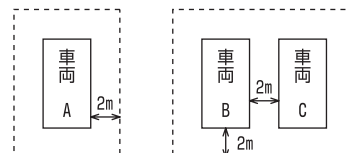
- (1) 天井、壁面、配管、配線類を工作物の支持物として使用することはできません。
- (2) 展示、装飾に際し、壁面、扉、ガラス面、柱等に釘、鉚、ハツリ、溶接、紐類の巻きつけ、塗料、油、糊つけ、テープなどにより施設を汚損することは禁止します。
- (3) 消火栓、消火器、火災報知器、誘導標識等、防災設備の周辺および点検周辺は、展示品、装飾品等で隠蔽しないでください。また、防災上の諸活動、避難誘導などに障害をきたさないよう工作してください。
- (4) 空調関係設備の吸い込み口、吹き出し口周辺は展示品、装飾品で隠蔽しないでください。

19 床面工事

- (1) 原則として床面へのドライビット、コンクリート釘、等は使用できません。しかし展示物の関係で、安全上やむを得ない場合は、事前に使用場所を明示した図面を事務局へ提出し、承認を得なければなりません。その場合、床面はアスファルトのためアンカーボルトの打設のみとし、安全上の責任は出展者が負うものとします。
- (2) 原状回復は、アンカーボルトが床面の水平面から出ないように、必ず出展者・小間施工業者の責任において床面にてサンダー等にて切断して下さい。使用アンカーボルトの本数に応じて床面復旧協力費を申し受けます。ハンマーによる打ち込みやガス溶断は禁止します。事務局に届け出るとともに、同展示管理課の承認を得なければなりません。アンカーボルトは、頭だけ切らずに完全に引き抜くか、くりぬき除去し、その部分を同質のアスファルト(モルタル、セメント等は不可)で埋め戻しをして下さい。なお、重量物の設置等によるアスファルトのくぼみ、陥没等も同様にその部分のアスファルトをくりぬいて埋め戻すか、場合によっては周辺を含め再舗装をしてください。
- (3) 水道・配管工事施工上の注意
 圧搾空気設備を設置する場合も「水道・配管工事届」及び「配管図面」を提出してください。
- ① 給 水
 展示スペース床面の給排水ピット内に水取出口が設置してあります。この取出口から先は、利用者負担の配管工事が必要となります。
1. 給排水ピット内の取出口に配管(塩ビ管等)を接続し、給排水ピット内にはわせます。給水を要する小間に最も近い位置のピット蓋から配管を出して小間内の器具等に接続してください。
2. 各給水器具の直近にバルブを取り付けてください。
3. 配管工事終了後、給水を開始する場合は、水道法の基準に従い管洗浄後通水し、水質に留意してください。
- ② 排 水
 展示スペース床面の給排水ピット内に排水口が設置してあります。この排水口の奥30cm位まで排水管を敷設してください。
1. 排水を要する各小間に最も近いピット蓋から給排水ピット内に配管してください。ピット内では排水口の奥まで、架台等で勾配をつけて配管を敷設してください。
2. 雑排水は、ざる・網等でろ過し、必ず固形物を取り除いてください。
3. 雑排水については、下水道法に定められたPH・濁度・油脂分等を基準値以下にして悪臭が残らないようにしてください。
- ③ 保全・管理について
1. 床上の配管が通路を横切の場合は、U字型鉄板等で覆って歩行者の安全を確保してください。
2. 催事開催中の水道・圧搾空気設備の維持管理については出展者において事故発生時にも即対応できるようにしてください。
3. 電気ピットに給水・排水を敷設しないでください。万一、電気ピット上を横切の場合は防災・防水シート等で養生してください。
4. 催事開催中は漏洩防止等、随時保安点検に努めてください。
5. 夜間などの開催時間中は、必ずピット内の元バルブを閉めてください。
6. 撤去作業終了後、清掃したうえで事務局へ連絡し、確認を受けてください。

20 防災規程

- (1) 出展者は、十分な安全策を講じ、災害防止に万全を期さなければなりません。
- (2) 床面上のカーペット、カーテン、ベニヤ板は防災性能を有するものを使用してください。なお防災物品には、それぞれ物品の見やすい箇所に消防法施工規則に定める防災表示が付されているものでなければなりません。
- (3) 展示場内において許可なく裸火の使用、ガスボンベ、その他、引火、爆発の危険性の有る物品の持ち込みは禁止します。
- (4) 出品物実演等のため、使用する上記危険物等を持ち込む場合は、事前に事務局に書類で届け出、承認を得てください。(展示場管理課、消防署の許可必要)、別途提出書類あり。
- (5) 火災防止上、出品車は必ず燃料を抜いて展示してください。
- (6) 会館は禁煙です。
- (7) 車両を展示する場合



車両(自動車等)の展示は、次の事項を守ってください。

- ① 車両を展示する場合は、タンク内の燃料の有無にかかわらず、規制の対象となります。
- ② タンク内の燃料は、できる限り抜いて最小限にしてください。
- ③ 車両の周囲は、2メートル以上の空間を確保すること。
 (車両どうしの間隔も2メートル以上にしてください。)
- ④ 展示場所においては、原則としてエンジンを始動させないこと。
- ⑤ 消火器を設置してください。

21 無料配布について

出展小間数により、下記の無料配布枚数で招待券、出展社証等を配布いたします。なお、規定枚数以上必要な場合は有料といたしますのでご了承ください。

	小間数	招待券	出展者バス	設営業者バス	駐車許可証
物販小間	1~	10枚×小間数	2枚×小間数	2枚×小間数	1枚
自動車・用品・部品・関連装置小間	1~5	5枚×小間数	5	5	2枚
	6~10		10	10	4枚
	11~15		12	12	
	16~20		15	15	
	21~30		17	17	5枚
	31~40		20	20	
	41~50		25	25	
	51~55		30	30	6枚
	56~60		35	35	
	61~65		40	40	
	66~70		45	45	7枚
	71~75		50	50	
	76~80		55	55	
	81~85		60	60	8枚
	86~90		65	65	
	91~95		70	70	
	96~100		75	75	10枚
	101~105		80	80	
	106~110		85	85	
	111~115		90	90	
	117~120		95	95	
	121~		100	100	
デモカー展示小間	1~3	5枚×小間数	5	5	1枚
	4~8		7	7	2枚
	9~		10	10	2枚

追加バス金額(税込み)

招待券……………1枚 1,785円 設営業者バス……………1枚 630円

出展者バス……………1枚 1,890円 駐車許可証……………1枚 3,675円

※ H18年4月1日から普通自動車の駐車場料金が300円から700円に改定されました。

※ 駐車許可証は数に限りがあります。

※ 設営車輦証 & 展示車輦証は必要枚数をオプション申込書にてお申し込みください。

22 電気工事

後日配布する申請書類で、出展者の希望する電気容量を申請してください。申し込みに基づき、事務局では指定の位置に開閉器を設置する幹線工事を行います。工事費用及び電気使用料は下記の通りで、出展者の負担となります。また、事務局設置の開閉器から小間内の配線工事の料金表は、以下の通りです。

(1) 電気幹線工事費

1次電気工事費 1kw 14,700円(税込み)×数量(kw)
2次電気工事費 Wコンセント×1 5,250円(税込み)×数量(コンセント)

(2) ①通常通電開始時間より原則3時間早く通電を開始する早期通電希望される場合は早期通電料(1kwあたり840円(税込み))が必要となります。

②24時間通電に関しては24時間通電料1日(午後10時～翌日8時)×1kwあたり735円(税込み)が必要となります。

※(1)・(2)に関しては原則、申請書類一覧の電気工事にて申し込みください。イベント当日での申し込みはできません。

○電気使用料は1次電気工事費に含みます。

○電気工事に関しましては業者又は免許をお持ちの方に限ります。

23 給排水・エア・ガス

実演のため水道、エア・ガスを使用する場合、その工事費及び使用料金は別途出展社の負担となります。

24 臨時電話&インターネット回線

臨時電話を必要とする場合、Bフレッツ回線の場合は1回線42,000円、アナログ回線の場合は1回線21,000円となります。(料金、取付・工事費、通話料を含む定額(税込み))ただし、使用料が著しく超過した場合や、国際電話の使用料は別途請求いたします。申込回線数によっては対応しきれない場合があります。申込期日を必ずお守り下さい。なお、Bフレッツ回線のプロバイダー契約は各出展社でお願いします。

25 商談について

商談は、全て出展スペース内で行ってください。出展スペース以外での商談・アンケート記入等はご遠慮願います。また、ブース内の混雑緩和のため、来場者の導線を考慮の上、通路・待機スペースの確保をお願いします。

26 物品の配布

一般来場者に対し、製品カタログ等の印刷物を配布する場合は自由としますが、配布場所は指定場所又は小間内とします。

27 照明について

- (1) 照明設備についての高さは、施設物の高さ制限6m以内とします。又、器具設置位置、方法、基数は自由としますが、会場全体の調和を著しく損ねるもの、隣接小間に迷惑のかかる恐れのあるものは禁止します。
- (2) 設置にあたって、人混み、地震その他により危険が生じないように安全に十分配慮したものにしなければなりません。
- (3) 展示台(見せる展示物用)設置に当たって、来場者に手が触れられるおそれのないように保護してください。

28 拡声装置について

拡声装置を使って展示物の説明やビデオなど、その音量については、隣接小間に迷惑を及ぼさないよう次の通りとします。

- (1) 取付位置の高さは原則として4m以下。
 - (2) 取付角度は、スピーカーを設置する場合は、その向きを自社小間内に向けてください。
 - (3) 小間外周に沿ってスピーカーを設置する場合は、その向きを自社小間内に向けてください。
- その他、他の出展者に迷惑をかけるおそれのあるもの、会場全体の調和を著しく損なうと事務局が判断し、改善を申し入れた場合、出展者はこれに従わなければなりません。
- (4) 会場周辺の一般通信機器との混雑が予測されるためマイクロフォンは、有線式を使用することをおすすめします。
 - (5) 音量は80フォンを制限とします。

29 規程の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を本契約の一部とし、これを遵守して下さい。更に、出展者は主催者の全ての規約を本展示会の健全な運営の為に解釈し、その実行に協力して下さい。

30 音楽著作権・映像著作権等の事前申請

会期中に自社のブース内における演奏会あるいは録音会や、映像権利のあるものの上映等を実施する場合は、事前に(社)日本音楽著作権協会への問い合わせのうえ、支払い義務等の確認を得るようにして下さい。

(社)日本音楽著作権協会 東京イベントコンサート支部
TEL:03-5286-1671

31 オプションについて

「提出・申込み書類一覧」にすべて記入をお願いします。

- ① 会場マップ原稿申込書
会場入口で配布する会場マップ申込書
 - ② オプション申込書
電源、バス、駐車許可証等の申込書
 - ③ 小間内平面図
出展小間内レイアウト申込書
 - ④ 防災対象物品使用届
出展小間内の仕様用紙
 - ⑤ 備品レンタル申込書
レンタル備品申込書
 - ⑥ コンパニオン幹旋申込書
イベントコンパニオン・モデル幹旋等申込書
 - ⑦ 宅配幹旋申込書
会場に宅配幹旋申込書
 - ⑧ 宿泊幹旋申込書
会場近くの宿泊幹旋申込書
- ※出展申込みを受け、後日発送します。

32 ゴミ処理に関する注意事項

通常のゴミは、各コーナーにあるゴミコンテナへお願いしています。尚、産業廃棄物系のゴミ及び大量のチラシ・ポスター類は各社責任を持ってお帰り下さい。

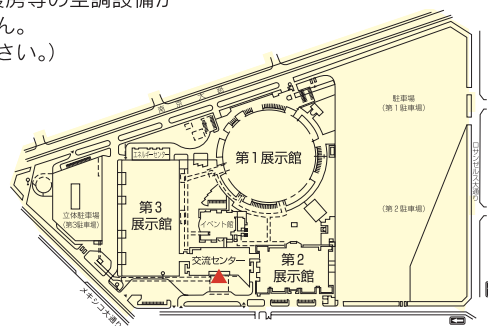
33 ポートメッセなごや各館概要

- ① 第1展示館
13,870㎡
(会場内冷暖房等の空調設備がありません。ご了承下さい。)

- ② 第2展示館
6,575㎡

- ③ 第3展示館
13,500㎡
(分割可能)

- ④ 交流センター イベントメイン会場出入口



その他

触れさせる展示物品には係員が付き添い、転倒、負傷などないよう事故防止に十分注意をはらってください。触れさせない展示物については、その旨表示し、措置を講じてください。また、車輛を小間内に同時に出展する場合は、クラクション、出品物の警報器は、鳴らさない措置を講じてください。

